

いじめ防止に係る  
越ヶ谷高等学校基本方針

全定共通

# 目 次

第 1	越ヶ谷高等学校基本方針（全・定共通）	1 頁
	いじめの定義（全・定共通）	1 頁
第 1 - 2	全日制課程における具体的方針	2 頁
第 1 - 3	定時制課程における具体的方針	3 頁
第 2	いじめ防止の取組	4 ~ 5 頁
第 3	いじめ早期発見への取組	6 頁
第 3 - 2	全日制の課程における具体的取組	6 頁
第 3 - 3	定時制の課程における具体的取組	6 頁
	いじめの取組のチェックポイント（点検項目）	7 ~ 8 頁
第 4	いじめ問題に向けた校内組織	9 頁
第 4 - 2	全日制の課程における校内委員会の構成	9 頁
第 4 - 3	定時制の課程における校内委員会の構成	9 頁
第 5	いじめに対する措置	10 頁
第 6	いじめ防止対策推進法第 28 条に規定する「重大事態」への対応	11 頁
第 7	インターネットを通じて行われるいじめ対策	12 頁
第 8	第 8 いじめ加害生徒に対する指導	13 頁
第 9	年間行事計画	
	全日制の行事計画	14 頁
	定時制の行事計画	15 頁

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第1 越ヶ谷高等学校基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、全生徒の人権が守られ、生徒が安心して学業等に取り組むことができる学校とするため、いじめ防止に係る越ヶ谷高等学校基本方針（以下「基本方針」）を定める。

基本方針は、国及び本県の方針を踏まえ、本校の実情に応じ、本校におけるいじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を定める。

さらに、取組の実効性を高めるため、越ヶ谷高等学校基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

なお、「いじめ」の定義については法第2条及び文部科学省が定めによる。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

## 第1-2 全日制の課程における具体的方針

### (1) 道徳教育及び人権教育の充実〈人権教育委員会〉

本校の教育方針を踏まえ、自他の人権及び規律を重んじ、「知・徳・体の調和がとれた人間を育成」するため、必要な道徳教育及び人権教育の充実に取り組む。

### (2) 体験活動の充実〈学年〉

行事等の計画に際し、生徒の豊かな人間性を育むことを目指し、体験活動を充実する。とくに校外行事実施において留意する。

### (3) 教育相談体制の充実〈教育相談委員会〉

教育相談活動について積極的な校内広報に努める。

### (4) 保護者等との連携〈学年・担任・部活動顧問〉

学年保護者会、学級懇談会及び部活動保護者会を定期的に行い、保護者との情報交換及び信頼関係の構築を図る。

### (5) いじめ早期発見の取組〈全職員〉

ア 教職員は、担当する生徒の様子を細かに観察し、いじめを認知（推量含む）したときは、関係職員（担任・学年主任・生徒指導主任・管理職及び部活動顧問等）に報告し、情報の共有を図る。

イ 学級担任は二者面談及び三者面談の機会に全員の生徒及び保護者からいじめの被害の有無を確認する。いじめを認知したときは、アに準じる。

ウ 生徒指導主任は年2回（7月・12月）に生徒及び保護者対象のアンケート調査を実施する。アンケートは各担任が集計し、学年主任を経て生徒指導主任に報告する。生徒指導主任は、その結果を管理職に報告する。

### (6) 教職員研修等

人権教育委員会は、いじめ防止に係る人権教育及び道徳教育に関する研修会を年間計画に位置づけて実施する。なお、「いじめの取組のチェックポイント（点検項目）」は、年間2回実施することとする。

### (7) ネットいじめ対策

ア 生徒指導主任は、全校集会等に、携帯電話等に関する本校の方針を全校生徒に示すとともに、ネットいじめ防止に関する講話等を実施する。

イ 教科情報において、情報モラルに関する学習の定着に留意する。

ウ 担任は、生徒のブログ等について、二者面談時に情報収集に努める。

### (8) 関係機関との連携

発生したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めることとする。

### 第1-3 定時制の課程における具体的方針

- (1) 道徳教育及び人権教育の充実<人権教育推進委員会>  
教育目標を踏まえ、思いやりの心を抱き、社会で主体的かつ前向きに生きることのできる人材を育成するため、必要な道徳教育及び人権教育の充実に取り組む。
- (2) 特別活動の充実<学年、部活動>  
学校行事や部活動などの体験活動を通して、協調性や思いやりを育み、豊かな人間性の涵養に努める。
- (3) 個別支援の充実<校内支援委員会>  
特別支援教育や教育相談に関する教員の理解とスキルを高め、信頼関係に基づく個別指導の充実に努める。
- (4) 保護者と連携<担任、部活動顧問>  
保護者との面談機会を年間複数回設定し、保護者との情報交換及び信頼関係構築に努める。
- (5) いじめ早期発見の取組<全職員>
  - ア 教職員は、担当する生徒の様子を細かに観察し、いじめを認知（推量含む）したときは、関係職員（担任、生徒指導主任、部活動顧問、管理職等）に報告し、情報の共有を図る。
  - イ 学級担任は、面談の機会に全員の生徒及び保護者からいじめの被害の有無を確認する。いじめを認知したときは、アに準ずる。
  - ウ 生徒指導主任は、年2回（7月、12月）に、生徒及び保護者対象のアンケート調査を実施する。アンケート結果は各担任が集計・確認し、生徒指導主任に報告する。生徒指導主任はその結果を管理職に報告する。
- (6) 教職員研修<人権教育推進委員会>  
人権教育推進委員会は、いじめ防止に係る人権教育及び道徳教育に関する研修会を必要に応じて開催する。
- (7) ネットいじめ対策
  - ア 生徒指導主任は、全校集会等の機会にネットいじめ防止に関する講話等を実施する。
  - イ 教科「情報」において、情報モラルに関する学習の定着に留意する。
  - ウ 学級担任は、生徒のブログ等について、面談時に情報収集に努める。
- (8) 関係機関との連携  
発生したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めることとする。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

## 第2 いじめ防止の取組

本校は、法第15条に基づき、県教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### 1 いじめの防止のための基本方針

いじめはどの生徒にも起こりうるとの認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、生徒一人一人のコミュニケーション能力を育むとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### 2 教師の姿勢及び言動

「いじめの予防」で最も重要なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめの未然防止やいじめが起きたとしても早期に解決できるよう、教師一人一人が普段の指導を謙虚に振り返る。

いじめ被害の生徒の立場に立ち、指導・支援をするため、(1)から(3)について留意する。

(1) 生徒の悩みを親身に受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

(2) 本校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識をもつ。

(3) いじめ被害の生徒を守りとおすことを最優先に指導・支援に取り組む。

また、教師の言動について、次のアからウについて特に留意する。

ア 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している。

イ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している。

ウ 教師の指導が徹底されず「いじめ」の土壌を温存させている。

### 3 学級づくり

生徒にとって学級は学校生活の基礎であり、いじめを防止するには学級づくりが重要であることに鑑み、次の（１）から（３）について留意する。

（１）生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

ア 生徒の気持ちを共感的に受け止める。（先生は自分の気持ちを分かってくれている）

イ 生徒の居場所をつくる。

ウ 見守る。（いつもどこかで先生は見守ってくれている）

エ 基準を示す。（「…してはならない。」だけではなく、「こんなときはこうするといいよ。」というアドバイス）

（２）意欲や元気の源になるエネルギーを与える

ア 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーが沸く）

イ 自他の良さや自分との違いの良さを認める。（これまで気づかなかった自分や級友の良さを先生が教えてくれた）

（３）生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

### 4 学習指導

学業不振やその心配がある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、いじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

全日制の課程においては、年３回計５週間設定する授業研究週間等を活用して、自身の授業力向上を図るとともに、生徒による授業評価（年２回）を通じて授業改善に取り組む。

定時制の課程においては、授業研究月間（１１月）等を活用して、校内外での研鑽を積んで、自身の教育力向上を図るとともに、生徒による授業評価（年２回）を通じて授業改善に取り組む。

### 5 保護者間のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働きかけが大切である。保護者同士が知り合いの場合、いじめにブレーキが掛かることが多い。このことを踏まえ、本校では学級懇談会や部活動保護者会を定期的を開催し、保護者間のネットワークづくりに取り組む。

また、PTA活動を通じて、いじめ防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

6 インターネットを通じて行われるいじめの防止について、（１）から（３）に留意する。

（１）LHRを活用して、ネットいじめ防止指導に取り組む。

（２）教科情報の授業において、情報モラルに関する知識の定着を図る。

（３）学年集会及び全校集会等を活用し、ネット問題等に関する講話、講演及び啓発映画等を実施する。なお、保護者の積極的な参加を呼びかける。

(いじめの早期発見のための措置)

- 第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

### 第3 いじめの早期発見への取組

本校では、法第16条に基づき、いじめの早期発見に全教職員が全力で取り組むこととする。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われる事例が多発していることを教職員全員の共通理解とする。

生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の観察等により、ささいな兆候を認知したときでも、「いじめではないかとの疑い」を持って、早い段階から的確に関わりを持つとともに、いじめを積極的に認知するよう取り組む。

いじめの早期発見については、彩の国生徒指導ハンドブック「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用するものとする。

#### 第3-2 全日制の課程における具体的取組

- (1) 二者面談（5月及び1月）
- (2) 三者面談（7月）
- (3) いじめ実態調査（7月、12月）
- (4) 学級懇談会及び部活動保護者会（適宜）

#### 第3-3 定時制の課程における具体的取組

- (1) 面談日・・・三者面談（6月、7月、10月、12月、2月）
- (2) いじめ実態調査（7月、12月）
- (3) 巡回指導（4月～3月）



いじめの取組のチェックポイント（点検項目）

項 目		評価				
		ア	イ	ウ	エ	
		できている	おおむね できている	あまりでき ていない	できて いない	
指 導 体 制	01	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。				
	02	いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、職員間の共通理解を図っているか。				
	03	いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないこと <b>は</b> してはいけない」と毅然としたねばり強い指導をおこなっているか。				
	04	いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている生徒を守りとおす姿勢を示しているか。				
	05	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にを行い、学校全体で対応する体制が確立しているか。				
教 育 指 導	06	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたっているか。				
	07	学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に行うよう努めているか。				
	08	道徳やLHRの時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。				
	09	LHRや生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。				
	10	生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。				
	11	教職員の助言が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。				
	12	いじめを行う生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、特別指導や警察との連携による措置も視野に入れた対応を行うこととしているか。				
	13	いじめられる生徒に対して、心のケアやささまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。				

教育指導	14	いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。				
	15	部活動における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。				
	16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。				
早期発見	17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。				
	18	生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。				
早期発見	19	生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。				
	20	いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。				
早期発見	21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。				
	22	校内に生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。				
	23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。				
	24	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。				
	25	生徒の個人情報の取扱について、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。				
家庭との連携	26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画書等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。				
	27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との密接な連携協力を図っているか。				
	28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。				

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 第4 いじめ問題に向けた校内組織

法第22条の規定に基づき、本校にいじめ問題対策委員会（以下「校内委員会」）を置く。校内委員会は、本校におけるいじめ防止に関する取組、いじめ問題発生時の調査、被害生徒保護者への情報提供、いじめ問題の解決及びいじめ加害生徒に対する指導を担当する組織とする。なお、調査及び情報提供に際しては、公平性と中立性を確保するとともに、いじめ加害生徒に対する指導においては、客観性に留意するものとする。

校内委員会は、生徒指導部会を母体とし、その他必要な教職員等については、全日制の課程と定時制の課程で、それぞれ別に定める。

##### 第4-2 全日制の課程における校内委員会の構成

全日制の課程においては、生徒指導部会を母体とし、人権教育委員会（1名）、教育相談委員会（1名）、学年主任（3名）及び教頭により構成する。ただし、いじめの態様が、法第28条で規定する重大事態または重大事態である可能性を認めるときは、校長及び保護者の代表を加えることとする。

なお、必要に応じて、養護教諭、教務主任、主幹教諭、校長が指名する者~~を~~加えることができる。

##### 第4-3 定時制の課程における校内委員会の構成

定時制の課程においては、生徒指導部会を母体とし、人権教育委員会（1名）、校内支援委員会（1名）及び管理職により構成する。

なお、必要に応じて、養護教諭、校長が指名する者及び保護者の代表を委員会の委員に加えることができる。

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

## 第5 いじめに対する措置

本校では、法第23条の規定に基づき、本校生徒に係るいじめについて、その解決を図るため、法22条に基づき設置した校内委員会で次のとおり取り組む。

- 1 事実の調査・確認（いじめを確認したときは、いじめ中止の指導または命令）
- 2 いじめ被害の心のケア及び再発防止
- 3 いじめ加害者（本校生徒に限る）への特別指導
- 5 外部の通報により、いじめを確認したときは埼玉県教育委員会への報告
- 6 保護者への情報提供
- 7 悪質ないじめの場合、警察署への通報
- 8 学習環境の整備いじめ被害生徒といじめ加害生徒を別室で学習させる。（法第23条第4項）
- 9 いじめが犯罪として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めるものとする。（法第23条第5項）

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

2 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## 第6 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」への対応について

### 1 重大事態の定義等

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(生徒が自殺を企図した場合等)

(2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

(3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

### 2 県教育委員会への報告等

法第28条に規定に基づき、本校生徒に係る重大事態が発生したときは、速やかに県教育委員会（以下「県教委」）に報告するとともに、県教委の指示を受け、校内委員会に第三者（県教委から派遣された心理等の専門家）を交えて、必要な調査等を行う。

【補足】公立学校において「重大事態」が発生したときは、法第30条の規定により、県教育委員会を通じて都道府県知事に報告される。いじめの調査等について、知事が「不十分」と判断したときは、知事の付属機関が、当該学校における重大事態の調査を行うことになる。

### 3 保護者への情報提供

なお、調査等の過程等において明らかになった事実等について、いじめ被害生徒の保護者に対して、適切に情報提供しなければならない。

## 第7 インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」）対策

### 1 ネットいじめの定義

「ネットいじめ」とは、パソコンや携帯電話等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の人物への誹謗や中傷、個人情報勝手に掲載するなどの方法により、いじめを行うものである。

### 2 ネットいじめ対策

#### (1) 掲示板に誹謗・中傷等が書き込まれたとき〈段階を踏んだ行動〉

- ア 掲載文等の保存（証拠を保全する）
- イ 掲示板の管理者に削除要請する。
- ウ プロバイダへ削除依頼する。
- エ 警察、法務局（人権擁護）への相談

【参考】法務省 インターネット人権相談受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

メールで相談できます

(校長及び教員による懲戒)

第25条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

埼玉県高等学校通則

(懲戒)

第27条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。

3 前項による退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 前各項による懲戒の手續その他必要な事項は、別に定める。

## 第8 いじめ加害生徒に対する指導

校内委員会の調査により、いじめ加害の生徒であると判断したときは、生徒指導委員会を経て、法第25条及び埼玉県高等学校通則第27条の規定に基づき、加害生徒に対して、懲戒を加えることができる。

## 第9 「いじめ防止に係る越ヶ谷高等学校基本方針」の見直し

年度末及び必要に応じて、校内委員会で検証し、内容の見直しをすることができる。

第9 年間行事予定

		全 日 制 課 程				
月		委員会等 P・D・C・A	講話 年2回	調査 年2回	面談 年3回	授業・キャリア教育等 年間を通じキャリア教育を充実
04	上旬 中旬 下旬	校内委員会(P・D) 人権教育委(P・D)	講話			授業研究週間(1週間)
05	上旬 中旬 下旬				二者	
06	上旬 中旬 下旬					授業研究週間(2週間)
07	上旬 中旬 下旬		(講話)	実施	三者	授業評価・キャリア教育講演会
08	上旬 中旬 下旬					研究所訪問、講習・補習 講習・補習 講習・補習
09	上旬 中旬 下旬		(講話)			授業評価フィードバック
10	上旬 中旬 下旬	校内委員会(D・C)	講話			キャリア教育講演会(1・2学年)
11	上旬 中旬 下旬					授業研究週間(2週間)
12	上旬 中旬 下旬		(講話)	実施	二者	授業評価
01	上旬 中旬 下旬	人権教育委			二者	授業評価フィードバック
02	上旬 中旬 下旬					
03	上旬 中旬 下旬	人権教育委(C・A) 校内委員会(C・A)				人権教育講演会



定 時 制 課 程						
月		委員会等 P・D・C・A	講話 年6回	調査 年2回	面談 年5回	授業・キャリア教育等 年間を通じキャリア教育を充実
04	上旬 中旬 下旬	人権教育委(P・D) 校内委員会(P・D)	講話			
05	上旬 中旬 下旬					
06	上旬 中旬 下旬				三者	授業公開
07	上旬 中旬 下旬	校内委員会(D)		実施	三者	
08	上旬 中旬 下旬					
09	上旬 中旬 下旬		講話			授業評価 授業評価フィードバック
10	上旬 中旬 下旬				三者	
11	上旬 中旬 下旬					授業研究月間
12	上旬 中旬 下旬	校内委員会(D)		実施	三者	授業評価
01	上旬 中旬 下旬		講話			授業評価フィードバック
02	上旬 中旬 下旬	人権教育委(C・A) 校内委員会(C・A)				
03	上旬 中旬 下旬				三者	
			講話			